

<p style="text-align: center;">第 1 回 公契約審議会 平成 28 年 2 月 25 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、長坂委員、中原委員
事務局	佐原市長・鈴木財務部長・榎本契約検査課長・宮地契約検査課主幹、本多契約検査課長補佐
契約検査課長	開会宣言
佐原市長	挨拶
契約検査課長	委員自己紹介依頼
各委員	自己紹介
契約検査課長	職員紹介
	（佐原市長退席）
	（審議会の目的について）
主幹	審議会設置の目的、諮問について説明（資料 1）
	別紙のとおり
委員	答申の扱いは、拘束まではされないが尊重されるということか。
部長	そのとおり。何か決定する際には必ずこの審議会で諮問する。
	（会長の選任について）
契約検査課長	会長選任依頼
	別紙のとおり
委員	石原委員を推薦
各委員	異議なし
石原会長	会長就任の挨拶
	（副会長の選任について）
契約検査課長	副会長選任依頼
石原会長	河邊委員を推薦
各委員	異議なし
	（審議会の運営方法について）
主幹	審議会運営方法について説明（資料 1）
	別紙のとおり
契約検査課長	運営要領について、事務局案では公開だが、本日は非公開である。忌憚のない意見を求めるために非公開も可能ということで、事務局ではなく委員の皆様公開について決めてもらう。参考に、他の審議会では非公開もある。
石原会長	事務局案で原則公開、ただし書きで非公開となっていることを踏まえ

<p>部長 石原会長</p>	<p>て、委員の皆様にご意見を伺いたい。ただ、非公開とした場合でも、議事録は公表するので、例えば公開時に傍聴できなかった人の不利益はあるが、我々委員が忌憚のない意見を発言できるということに重きをおくべきではないか。また、議事録は公表するので、総合的に見て審議会の目的を達成するには、非公開がよいと思う。この2点で見て、皆様にご意見を伺いたい。なお、今日の事務局案の原則公開ということが結論ではないということよいか。</p> <p>そのとおり。</p> <p>では、今回の諸般の議案については、原則非公開で、場合によっては公開ということによいか。また、今回の諮問内容については、非公開のままでどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>原則公開が必要と認めたら非公開または逆とすべきか、問題は原則をどちらにすべきかということだと思う。</p>
<p>部長</p>	<p>基本的に、特に今回の会議する諮問内容については、非公開がいいということは、皆様同じ意見だと思う。要領については、よく確認して、委員の皆様の主旨に沿うこと、また、市民の方に公開のことにに関して混乱をきたさないような規定の仕方を検討し、次回の審議会を開く前に報告したい。</p>
<p>石原会長 主幹</p>	<p>2. 公契約条例の特徴について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>公契約条例の特徴について説明（資料2）</p>
<p>石原会長</p>	<p>公契約条例の対象件数で、資料の3ページには平成28年度の適用見込みが全部で26件だが、※にあるように、4月当初に契約を締結する業務委託契約案件は適用外ということは、来年度にはかなり増えるということか。またその理由は何か。</p>
<p>主幹</p>	<p>条例施行の条件が、平成28年4月1日以降に公告、指名通知等を行う案件である。28年度当初契約の案件は、それ以前に公告、指名通知をした案件が多数なため、4月1日以降公告等の案件は6件のみとなるが、29年度以降は、業務委託で50件から60件くらいの見込みとなる。</p>
<p>石原会長</p>	<p>今後を踏まえると、審議会で議論する内容としては、資料にある26件ではなく、より多くの件数を念頭にすべきであり、民間への影響もより大きい傾向があると思う。他に何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>賃金台帳ではなく、チェックシートということで、就業規則を提出しないのか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>労働報酬下限額及び就業規則の遵守状況のチェック方法は一番問題だと思う。今回、愛知県内でも最初にこの条例を作ったが、事業者から</p>

委員	<p>は、過度な負担では公共事業から離れるという意見に加え、なるべく負担の少ない要件にして開始してほしいと要望をいただいた。最終的には、申し出制度で条例の実効性を担保するが、なるべく事業者負担を減らすために、通常は遵守して当然の内容について、はい、いいえの二択チェック方式であるこの様式を採用したい。</p>
石原会長	<p>業者側から言わせてもらおうと、業者でこの話をわからない方が結構多い。建設業界は非常に多重構造なので、元請業者としては、自社については遵守意識はあるが、下階層までは徹底は難しいし、その結果として指名停止は厳しい。県等の同様の説明における主旨では、これから労働者の減少の時代となるので、現状すべきことは多いと言われるが、要件が厳しい場合、公共工事を避けていく。そこでリスクを負うならば、民間に完全にシフトするという考え方も出るのではないかと。</p>
委員	<p>このチェックシートは、市としては、事業者側の負担を軽減するために考えたということだが、これだけで、元請の下請等に対する周知徹底は十分か。確認内容の中で、周知徹底の確認、または、周知徹底のために文書等を各下請に渡したかどうかのチェック項目を入れたらどうか。労働者の立場からすると、本来は賃金台帳等を出すべきなのに、簡易型じゃないかと言われないか。</p>
石原会長	<p>賃金台帳で確認しようとする場合、ある元請会社の受注状況が豊橋市の希望単価通りの仕事のみ、その下請けも、その元請けからの受注のみで全て希望単価通りならば、賃金台帳で可能だと思う。しかし、重層な下請では、多数の元請から受注しているため、賃金の決め方は、一つの仕事につきいくらかという計上方法ではないと思う。その場合、違いを指摘された際に、元請の立場では把握は不可能である。元請としては、あらかじめ自社の労務単価を設定している下請け会社しか発注できなくなる。それでは受注できない下請けが増加する。</p>
契約検査課長	<p>企業の立場からすると、下請け会社の最低賃金単価を把握するのは不可能だと。では、どうチェックシートに反映させるか。</p>
委員	<p>具体的には、元請としては、下請けの状況を把握するには資料も多岐多数に及び難しいという意見がかなりあったため、チェックシートの16番に元請の責任を記載したということで、この内容で対応する。</p>
委員	<p>業種によっても温度差はあると思うが、あまり事細かでは困る。市の仕事だけを受注しているなら当然守らなければならないが、全体の10分の1程度の場合などでは負担が大きいという意見は聞いている。意識は高めていかなきゃいけないと思う。しかし、必要に応じて指名停止措置ができるということは厳しい。どんな場合がそうなるのか</p>

<p>課長補佐</p>	<p>など。先ほどの例で100%直営の下請けに対して責務を負うならばわかるが、2次3次下請けのいろんな労働者から申し出があったとき、どういう場合にこうなることがありえるのか。</p> <p>基本的には、実地調査から指名停止のところまでは、当該業者のみで、元請業者に連帯責任までは課していない。下請け業者が条例に違反しているという場合、契約関係に照らして、元請業者を経由して市が下請業者に指導をする。</p>
<p>委員 課長補佐</p>	<p>その従業員を雇用している経営会社ということか。</p> <p>そう。いきなり指名停止ということではなく、まずは状況を確認し、違反の状態にあるということだったら、是正を求める。</p>
<p>石原会長</p>	<p>業者も豊橋市の仕事だけでないので、すぐにペナルティの対象になることはないという安心ができる文言、規定があるとよい。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>別紙参考資料の4ページに、第12条是正措置というのがある。第3項に、指名停止の措置を講ずることができる場合の記載があるが、すぐ指名停止ではなく、調査指導を行った後に、改善が確認できなければ指名停止となる。</p>
<p>課長補佐</p>	<p>条例だけではなかなか理解が難しいところがあるので、現在詳細な手引き等を作成している。加えて、事業者向けの説明会等を開催し、細かい内容については周知していきたいと考えている。</p>
<p>委員 石原会長</p>	<p>聞くとわかるが、このままでは指名停止について誤解しやすい。</p> <p>お互いの信頼関係を深めるために、例えば受注者から見ると、市役所の方が立場が強いという印象が強いので、受注者から意見を言える仕組みはどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>それは本当にありがたい話。契約は双方向であり、対等な契約行為を行ううえで、守るべきことは守るが、市に改善してほしいことは発言できるような仕組みを実現してほしい。</p>
<p>石原会長 各委員</p>	<p>これ以外の論点はございますか。</p> <p>意見、質疑なし</p>
<p>石原会長</p>	<p>それでは次の議題に移らせていただきます。労働報酬下限額について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 石原会長</p>	<p>別紙のとおり説明（資料3（1））</p> <p>労働報酬下限額を考える際の問題点は、語弊があるかもしれないが、労働者の得る報酬が、例えば時間単価に見直した場合、生活保護受給者よりも低いのは問題だろうというところがそもそもの議論である。</p> <p>なお、単純に一日8時間労働とした場合、工事における設計労務単価は、生活保護及び最低賃金などと比べると、当然ですが、上回るとい</p>

委員	う感覚をまずもっていただきたい。
石原会長	設計労務単価は、安定期はいいが、変動する時期はタイムラグが結構ある。 企業での積算と、市が国や県の単価に基づいて積算する方法は、基本的に考え方が違う。例えば、企業が不況のときは、利益が少なくても、経費を一部でも回収できれば受注する場合がある。ところが、市は、最低制限価格で失格とする場合がある。その辺で行動原理や発想が違うので、そこをうまくまとめていくことが契約行為で重要なことだと思う。また、事務局の資料で、もし労働報酬下限額を設計労務単価とし、発注、受注できれば下限額の議論は関係なくなる。労働者側の委員としてはいかがですか。
委員	適正な賃金をとということが労働者側の意見である。最低賃金は法律なので、それ以上の賃金は、労働者側も、経営者側も、これなら、という賃金を決められたらと思う。
石原会長	引き続き資料説明をお願いします。
課長補佐	別紙のとおり説明（資料3（2）から（4））
石原会長	市以上の自治体で、これで集約されていると思う。この資料で他の市町の状況を確認しご理解いただきたいという資料になる。制定方法についても、委託の単価、または設計労務単価の何%と様々となっている。この審議会でも、この制定方法に踏み込まなければならないので、勉強しなければならない。
委員	愛知県は、今、地域別最低賃金の方を主眼にされているように聞いている。業界からの意見では、県と同じだとわかりやすく、納得がいきやすいというのは、確かにある。
石原会長	事務局で他市の制定状況の資料を提出しているので、この資料について何かあれば質問していただきたい。いかがですか。
委員	労働報酬下限額の意見作成がこの審議会が一番重要な部分と思うが、そもそも労働報酬下限額では賃金の範囲をどうするのか。例えば設計労務単価でも、最低賃金でも範囲は設定されている。
課長補佐	それぞれの範囲設定を考えている。主に工事等で設計労務単価を基にして労働報酬下限額を決定した場合は、設計労務単価に含まれる賃金が対象になっている。一方、業務委託等では、主に最低賃金から基本的には考えられているので、この場合は、最低賃金に含まれるものとなる。これらから、どういう形で労働報酬下限額を決めるかによって、その比較する実際の賃金も変わることになる。
委員	要は、先進自治体が、設計労務単価を基準に条例上の労働報酬下限額

契約検査課長	<p>を定義している自治体もあると。その一方で地域別最低賃金をベースに労働報酬下限額を決めている自治体もあると。ただ、豊橋市の場合、公契約条例の対象となる契約は、工事だけではない。設計労務単価だけから組み立てることはできないと。</p>
課長補佐	<p>設計労務単価自体は、51の職種のみ。それ以外の労働報酬は、例えば、最低賃金等を基にする必要がある。</p>
石原会長	<p>適用される労働者によって、異なる物差しで決められた賃金に実際にはならざるをえない。工事は基本的には設計労務単価で決められるが、委託は、それに近い単価がないため、設計労務単価で決めるということがなかなか難しい。</p>
委員	<p>今回の公契約の中には、指定管理、高齢者福祉及び介護なども含まれるが、そういった分野は設計単価はないので、最低賃金となるのか。この審議会の役割は答申を作ることだと思うが、時間も回数も限られているので、51職種以外について、個別単価の議論はできない。あるべき答申の形としては、この公契約条例では、労働報酬下限額についてどういう考え方で制定すべきかということについて、その考え方を我々が意見を述べるということでもいいか。また、具体的ではなく、こういう職種については設計労務単価の何割、または最低賃金の何円増しを目途とすべきなど、一般的な基準を答申として出すことによって、契約検査課などで具体的に決まっていくということか。</p>
契約検査課長	<p>今言われたような形で答申が出された後、答申を基に市で設定した額を一般の労働者に対して具体的な金額にして示す。</p>
委員	<p>もし現場の労働者がその額まで受領していない場合には、申し出をできる制度設計になっていると。それに対して、受注者は、先ほどの確認書を出しているのだから、例えば労働者がおかしいと思えば、公契約条例の条文により開示を求めれば、市は公開できるということか。</p>
課長補佐	<p>チェックシートは、秘匿情報がないので閲覧ができる。個々の労働者で疑義がある場合は、チェックシートだけでは全部は確認できないため、市から事業者へ、労働者から申し出があった旨を伝えて内容を確認する。確認だけでは不十分と判断される場合、調査または指導を行うが、それらが重なれば指名停止になる</p>
委員	<p>労働環境確認書の15番に賃金1時間あたりの最低額とあるが、これは、最低賃金か、または公共工事設計労務単価を基準にしてベースにして書くのか、使い分けなきゃいけないのか。</p>
契約検査課長	<p>他都市では、51職種について、各最低額を記入する自治体がある。ただ、それでは最終的には豊橋市の工事のために職種別の賃金台帳を</p>

委員	作らなければいけなくなるため、事業者側の思い負担を避ける意味で、一番低い単価のみ記載する形になる。
契約検査課長	一番低い単価を記入すると。この単価が、労働報酬下限額に等しいわけでない。
委員	はい。
契約検査課長	最初の話に戻るが、やはり先進的な条例なので、うまく滑り出せるようにしたいが、事務局の話によると、事業者負担がとて大きいことが見込まれるため、まずは緩やかな滑り出しをしたいという主旨のため、現行の労働環境確認書の案では、コントロールできる内容は少ないかもしれない。
委員	この確認書の冒頭4行に必要な措置を取ることを誓約しますとあるが、この書類は誓約書のような形のため、その意味で担保をとるということにもなる。
課長補佐	今後の運用の中で、問題が起きたら、様式は変わっていくことも考えられるのか。
石原会長	もちろん、この内容では全く守られている状況にならないということになれば、考えざるをえないと思うが、あくまで、事業者の方々が自主的に条例を守っていただければ、事務的な手続きは特に増えることはない。
委員	企業の代表としてはいいかもしれないが、労働者の立場からすると、企業が遵守事項を守ってもらえない恐れもあると思うが、その点で落とし所はどうか。
石原会長	この議論とは違うかもしれないが、ある労働者が親族である代表者に対し就業規則はあるかという話をしたら、代表者がそんなこと誰が言ってるんだとトラブルになった事例を聞いている。親族間でもそのようなトラブルがあるので、疑うという意味ではなく、書類としてはいいだけでなく、入札に参加する企業ならば、就業規則は添付できるという思いで申し上げた。労働相談でも、就業規則はありますかと聞くと、不明と言われる事例がある。そのため、賃金台帳でなくてもいいので、あるものは一揃え提出すべき、というのが我々労働者の立場から思う。
委員	就業規則について、労働基準監督署へ提出とあるが、対象外という文言もあるので、提出要件はどういう内容か。また、労働基準監督署に出してあれば、市に添付不要とも思うが。
委員	会社ごとではなく、常時10人以上雇用されている事業所ごとに必要となる。ただ、この条例の運用担当は契約検査課になると思うが、労

<p>部長</p>	<p>働基準監督署に提出した就業規則の内容を従業員の誰も知らないなどの問題に対し、契約検査課がこの地域における労働基準監督署の代わりのような指導などを行うことは、とてもできないと思う。</p> <p>市としては、取り締まることを主眼にしていない。法令等の遵守は当然だが、公契約条例を施行することにより、公共事業については、企業の規則に応じた内容で受注してほしいと。また、発注額も、その分考慮した価格設定にするので、労働者側に払われる報酬は、それに応じた形の分配をしていただき、他都市の企業とは違うという環境を是非作っていききたいと。最終的に、企業側及び労働環境が守られる労働者側にもメリットがあるような条例の運用をしていきたいということが、一番考えているところとなる。</p>
<p>石原会長</p>	<p>現在の特定公契約の範囲設定では、恐らく就業規則を労働基準監督署に提出する必要がない事業所単位10人未満の企業がほとんどとなるかもしれない。だから、委員が言われたように、就業規則を提出する義務がない企業は、市に一部コピーを提出するなどの条件を追加すべきかもしれない。</p>
<p>部長</p>	<p>届出の必要がない企業の場合は、就業規則の内容が確認できるような対応を市として取り組んだらどうかということか。</p>
<p>石原会長</p>	<p>委員のご意見は対応した方がいいと思うので、条件を変更できればいいと思うが。</p>
<p>契約検査課長 石原会長</p>	<p>この点は、確認、検討させていただいて次回提案させていただく。</p> <p>事業所単位10人未満の企業は提出の必要がないこと及び煩雑とすべきでないという主旨を理解したうえで、今の意見は公契約の根本だと思うので、ご検討いただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、発注額も考慮するので、賃金として分配を考慮してほしいという話があったが、ダンピングの問題が業者に立場からは非常に関心が強い。ダンピングでもいいが、賃金は多く払うというバランスがおかしいという議論が出る。賃金分を確保できない金額での入札額を排除する方法も施行していただかないと理解が得られないと思う。豊橋は最低制限価格が70%程度だが、他の会議で、まだそれくらいの自治体があるのかと言われることもある。次回の会議で、入札の制度改正についてと書いてあるため期待している。</p>
<p>部長</p>	<p>そういうことも検討している。今日、そのようなご意見をいただいたが、市も見直すべきことは見直さなければいけないと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>労働報酬下限額をどっかに決めて、運用しようとする、ダンピングする業者は排除されていく。その場合、発注する工事金額が高くなる</p>

	<p>ため、結果として市の財政的な負担は増えていく。一昔前であれば、安い方がいいに決まっているという考えがあったが、これが行き過ぎると、公共工事の本当の担い手の業者の環境が劣悪になり、地域の発展にマイナスになる。そういう流れの中で、全国の中で先進的な自治体が、公契約条例を定めているが、公契約条例を定めるということは、労使の分配の問題は別として、市の財政的な負担が増すことはやむをえないという政策判断でよいか。</p>
<p>部長</p>	<p>安く入札されたほうが良いということも以前はあった。しかし、今は、企業が利益を確保して労働者にも分配していただくことにより、市としては、税として還元させていただきたいと考える。これが今言われた地域経済の発展だと思う。あわせて、先ほど委員が労働者の減少の時代と言われたが、人材を確保するためにも、賃金がしっかり分配される企業がある豊橋の方に働きたいと見られた方が、全体がより良い好循環になるのではないかとこのことを是非考えていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>その話と非常に密接に関係するが、先ほどからの話である確認書の内容は、不十分な部分があると思うがやむをえないのか。特に気になるのが、公契約条例で定める労働者とは下請けの労働者も含まれるが、確認書の16番で、受注者は、下請け業者にもしっかりと説明しているかどうかの確認項目があるが、その程度までしか設定できないのはやむをえないということか。</p>
<p>部長</p>	<p>それは、この審議会の前段階である懇談会及びこの審議会でも議論していただいているところだが、どこまで元請が下請けについて把握できるか、またはそこを調査しようというのは主眼ではない。我々の条例としては、先ほどのような地域経済の発展などが主眼となっているので、条例当初としては、こういった形が適正ではないかということで、示させていただいている。</p>
<p>委員</p>	<p>労働報酬下限額は工事現場などに公示され、下請け業者はそれを見て疑問を感じたら、契約検査課に問い合わせるのか</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>そう。労働報酬下限額の一覧表と、申し出先である契約検査課の電話番号などを掲示していただくような形を考えている。</p>
<p>石原会長</p>	<p>結局は、最低入札価格をどう扱うかだと思う。入札制度改革をしっかりと行うということは、この審議会のテーマではないが、それを意識して、下限額の議論をしていくことで、事業者からも理解をいただくということが大事ではないかと思う。事業者が一生懸命積算しても、自治体の積算基準が実態と合わず、最低制限価格未満で失格となればつらい。</p>

委員	品確法が改正されたところから、各自治体のほうも、少し変わって考えていただけたところがあったと思う。お互いの空気はちょっと変わってきているように感じる。
石原会長	4の次回の予定を説明していただきます。
契約検査課長	(次回以降の審議内容について) 別紙(資料4)のとおり説明
部長	冒頭の会議の公開、非公開についてだが、他の審議会で非公開のものは、最初から公開に関する要綱はない。だから当然傍聴の関係の要綱もないと。報酬審議会と同じように、まずは皆様が意見を忌憚なく言うべきという形になれば、非公開会議として開始することになり、公開、非公開の要領も不要となり、あわせて傍聴の要領も不要になるため、特段事前に何か発表することもないということになる。今回の諮問については、内容から判断し、非公開会議という形で開始させていただきたい。
委員	次回の会議も今回の延長ということか。次回の諮問のときにまた公開、非公開を考えるということか。
部長	ただ、次回も同様の内容なので非公開となる。ただ、審議会から意見するテーマについて、公開の方がふさわしいということであれば、そのときに会議を開いて決めていただくかもしれない。
委員	そうすると、原則非公開、会長が認めれば公開の方が、会議の性質に則すると思う。加えて、公開時に備えて傍聴要領を定めておくのがいいのかなど。
石原会長	では、委員の皆様、この点は、事務局と委員に一任ということによろしいですか。
各委員	異議なし。
石原会長	では、以上となります。ありがとうございました。